

アンダルシーア地方都市コルドバ（1236—1516年）

—最近の研究動向を中心とした覚書—

林 邦 夫

(1986年10月15日 受理)

• Córdoba, a City in Andalusia (1236—1516)

: A Note on the Recent Studies

Kunio HAYASHI

はじめに

後ウマイヤ朝（756—1031）の首都として栄華を極め、コンスタンティノーブル、バグダードと並んで中世の三大文化都市と称されるコルドバは、1236年、フェルナンド3世（在位1217—1252年）によって再征服され、カスティーリャ王国の版図に組み入れられた。これ以後、カトリック両王時代の終わり（1516年）までのコルドバに関する研究文献をリスト・アップしてみると、1919年に当時の研究水準を反映した Ramírez de Arellano の通史¹⁾が公刊されて以後、半世紀以上の間は左程注目すべき研究は現われなかったように思われる。ところが1970年代後半からは、多数の研究が出現し今日まで盛況を見せている。本稿はかかる動向をうけて、1236—1516年のコルドバに関する諸研究を最近のものを中心として紹介し、現在の研究の到達点を把握しようとするものである。以下では、まず最近の史料公刊状況に触れた後に、諸研究を政治・経済・教会・社会の各分野に分類整理して見ていくことにしたい。

I 史料

(1) Corpus Medievale Cordubense²⁾——近年公刊されたコルドバ関係史料の中で最も重要なものは、Nieto Cumplido の編纂した史料集『中世コルドバ史料集成』(Corpus Medievale Cordubense) であろう³⁾。本史料集は中世コルドバ王国、コルドバ司教区に関するキリスト教徒側の史料を集大成したものであるが、収録史料の年代は1106—1499年に亘り、年代順に配列されている。収録史料の範囲としては、コルドバに関係はなくともコルドバで保存されているものはすべて含んでおり、例えば著作家（コルドバ出身か否かを問わず）の写本・印本でコルドバの図書館で所蔵しているものの表題も含まれている。本史料集の大きな特色は、文字史料に限らず、美術関係史料（彫刻・金銀細工）の写真や建築物（城・教会など）のプランも含んでいることである。収録史料所蔵文書館は、教会・修道院関係文書館29、非教会関係文書館17、写本・印本の所蔵調査を行った図書館7、となっている。また未公刊史料コレクション4、公刊史料（集）3も利用しており、これらからリ

スト・アップされた史料は4万点に上るといふ。本史料集の第1巻は1106~1255年の史料を収録し、通し番号は468番(1a, 1bの重複あり)までで、その後に図版・写真41葉が収められ、最後に索引が付されている。各史料は次のような構成となっている。㉑史料番号㉒日付・場所㉓梗概・抜粋。日付部分の転写㉔原本(A)と写本(B, C…)の挙示㉕書誌的事項(刊本, 収載目録, 引用者)の列挙。現在は第2巻まで公刊されているが、予定では全20巻になるという。これが完成すれば中世コルドバ史研究のための豊富な素材が提供されることになる。

(2) Libro del Diezmo de Donadíos⁴⁾——史料原本では現存せず、18世紀の写本がACC(Archivo de la Catedral de Córdoba =コルドバ司教座聖堂文書館)に所蔵されているという。本史料作成の契機は、1248年の司教・聖堂参事会と教区司祭・教区民(平信徒)との間の訴訟にある。訴訟の争点は多岐に亘るが、その中に「被恵与者〔レパルティミエントで土地などを恵与された者〕の10分の1不動産取得税」(diezmos de donadíos)があり、これについては1250年に枢機卿による判決と教皇の同判決確認書が出され、ここには被恵与者全員の名前が記されている。訴訟は1252年に最終結着を見るが、この間(1250-52年)に聖堂参事会に対してその10分の1を献納すべき財産とその所有者とを確認するために文書が作成された。この文書の改定版が1340-41年に作成されたと推測され、それが本史料の原本にあたる。本史料に含まれるのは、コルドバとCastro del Río^{ティエラ}の属域に含まれる恵与のみであり、フェルナンド3世がコルドバ王国内で行った全恵与の1/2~1/3程度であろうと、Nietoは推測しているが、現在しないレパルティミエント文書からの転記を一部分含んでいる点で貴重である。史料は56項目から成るが、その内の10項目が上記の転記を含んでいる。Nietoは本史料を活字化するとともに、他史料からの知見を加えて、各項目について詳細な註釈(恵与地の位置・面積・所有者など)を加えている。

(3) ペドロ1世関係文書⁵⁾——ACC所蔵の下記の6通の国王書状(内2通は原本)をNietoが活字化している。①Castro del Ríoの助祭長(arcediano) Per Alfonsoを国王尚書としてアルフォンソ11世に仕えた功績に報いるためにコルドバ司教座聖堂国王礼拝堂付司祭に任命した書状(1350年6月15日)。②(1351年10月1日)③(同年10月2日)④(同年10月25日)何れも従来コルドバ司教座聖堂に与えられていた特権の確認。⑤(1361年8月20日)⑥(1364年1月15日)両者ともコルドバ、ハエン両司教区内の国王収入の徴税請負に関する書状。

(4) Fernando de Salmerónの年代記⁶⁾——サラマンカ大学図書館所蔵の176葉から成る手稿の一部(fols. 96-112)を成す写本からLomaxが活字化している。作者は14世紀中頃~15世紀初めのコルドバの聖職者だと推測され、セビーリャ大司教の命令で本年代記を執筆した。二部に分かれ、第1部はキリストの生涯、ローマ帝国時代教会史、第2部は711~1419年のスペイン史となっている。スペインといっても記述の中心はアンダルシーア、とりわけコルドバである。Lomaxは本年代記の素材となったものとして、『第一総合年代記』(Primera Crónica General de España)などの諸年代記を挙げている。

(5) 1435年コルドバ市条例⁷⁾——コルドバのコレヒドール(国王代官)のGarci Sánchez de

Alvarado の作成した現存の最古の都市法であり、『条例集』(Libro de Ordenanzas) [Archivo Municipal de Córdoba (コルドバ市立文書館) 所蔵] 中の46葉から成る16世紀の写本から González Jiménez が活字化している。本条例以前に1347年、1403年の条例があったが現存しない。上記のコレヒドールのイニシアチヴで市参事会の同意を得て作成され、1435年6月23日市参事会に提出、7月6日に公布された。1457年に改訂されたが(11月25日公布)、大きな変更は加えられず、1468年エンリーケ4世はこの条例の遵守を命じている⁸⁾。

本条例の内容を編者の整理に従って見ると、次のような7項目に関する諸規定から成っている。
①度量衡検査官 (almotacén 市場^{いちば}の監督・度量衡の検査・監督、街区の清掃を担当した請負制の役職)。
②治安長官 (alguacil mayor 裁判官や市参事会の命令の執行と治安の維持を職務とする)。
③出納役 (mayordomo de concejo 従来は市参事会収入の請負に関する職務、支払命令の執行、罰金徴収を担当したが、本条例では街区の清掃、森林財産の維持、一定の職業活動の監督が新たに付け加えられている)。
④毛織物搬入税 (meaja 市外の商人が販売のためにコルドバに搬入した毛織物に課せられた税)。
⑤塩山 (salinas)。
⑥石鹼製造。
⑦店舗設営税 (almotaclacia 21の職種の職人が店舗設営と公有地使用の許可を得るために支払った税)。

以上の7項目の他に、毛織物、染色職人、銅箔職人に関する規定も作成されたが現存しない。

(6) 異端審問関係史料——近年、García Boix によってコルドバの異端審問に関する史料集⁹⁾が公刊されたが、ここに含まれる53編の史料の内10編が本稿の対象時期に関係している。この他、古くは1484年にフダイサンテ(隠れユダヤ教徒)として焚刑に処せられた聖堂参事会員に対する判決が Fita によって活字化されている¹⁰⁾。これらの史料の内容は、スペイン初期異端審問史料に関する別稿で取上げる予定であり、ここでは割愛する。なお、Martínez Bara によるコルドバ異端審問所の審問対象者に関する目録¹¹⁾は16世紀中頃以降のものを含んでおり、本稿の対象時期からは外れている。

II 政治

〔1〕 属域の問題—Gahete (Belalcázar) と Hinojosa の場合

最近コルドバ地方の領主領 (señoríos) や領主貴族に関する秀れた成果が挙げられている。主なものとして、Belalcázar 伯領に関する Cabrera Muñoz の研究¹²⁾、Aguilar 家に関する Quintanilla Raso の研究¹³⁾がある。かかる研究成果を概観することは別稿においてなさるべき課題であろうが、コルドバの政治史の理解にとって必要な属域 (tierra, término 市の裁判権下の地域) の問題を含んでいるため、この限りで見とっておくことにしたい。なお、ここではこの問題を Cabrera Muñoz が研究した Gahete と Hinojosa に限定して紹介する。

まずコルドバの属域の広がりについて、1530年の人口調査史料を利用した Cabrera Muñoz の研究¹⁴⁾で見とくと、コルドバ王国の広さは14,100km²で、この内、王領が62.56%、領主領が37.44%、

人口については全人口の50.43%が王領に、49.57%が領主領に属している。コルドバの人口は5,845世帯である。コルドバの裁判権は理論的には王領全体に及ぶが、コルドバの再征服以来、王領の比重は相対的に低下していったと言え、この過程でコルドバは属域を失っていくことになった。これに対してコルドバが反対した場合があり、GaheteとHinojosaの場合はその一例なのである¹⁵⁾。

1444年11月6日、国王フアン2世は家臣のGutierre de Sotomayor(アルカントラ騎長団長)に対して、コルドバの属域内の町GaheteとHinojosaを恵与した。恵与にあたり両町の境界の画定作業が必要となり、国王は1446年9月27日Diego de Piedrafitaにこれを委嘱し、コルドバに派遣する。市当局は彼を逮捕拘留したり(後に釈放)、彼による境界画定のための事情聴取に応じなかったりして抵抗の姿勢を示すが、結局、1447年5月27日に最終的に境界が画定され、36個の境界標石が置かれた¹⁶⁾。このPiedrafitaによる境界画定は、同年8月に国王から承認されている。

両町は王領からの離脱に反対しなかったが、Cabreraはその理由を次のように考えている¹⁷⁾。①距離的に遠い(直線距離で65km以上)コルドバの裁判権下にあることは、訴訟費用や手数の問題などから不利であり、独自の裁判権の獲得を望んだこと。②領民とともに住む領主貴族の方が、より衡平且つ敏速に領民の要求に対応してくれると期待出来たこと。これに関してはGaheteとコルドバの24人衆(veinticuatro市参事会員)のVasco Alfonso de Sosaとの争論がある¹⁸⁾。同人は1434年以前からGaheteの公有地の篡奪を企てており、これに対する国王の命令や住民の訴えに対して市参事会は何ら有効な措置を講じずに、いわば同人の篡奪を黙認し続けた。かかる対応に対する報復の意図が領主領化問題に関するGaheteの態度に見てとれるとCabreraは考えている。③従来コルドバに吸収されていた収入が地元に住む領主のものとなり、それが領民に還元されて利益をもたらすと見做されたこと。

一方、コルドバの反対理由は属域の減少のもたらす損失であるが、具体的に見ると次のようになる¹⁹⁾。①市参事会にとっては、公有財産(bienes propios 住民の金銭で購入された市参事会に帰属する財産(土地)であり、一定の費用を賄うために耕地・牧地として賃貸された)、裁判領主収入(裁判収入の他に、通行税関係の収入)、人口(財政・軍事面で重要)の損失をもたらした。②市の有力者にとっては、14世紀以来、不法に占有していた両町の区域内の土地の損失をもたらした。この内、重要なのは②であり、これに関連したCabreraの研究を見ておく。

さて、土地を集積して領主となる方法としては、①国王による恵与(再征服地のレパルティミエント)、②土地購入、③篡奪の三つがあった²⁰⁾。この内、本稿との関連で重要なのは②③であるが、これについて重要な知見を与えるのが1352年の調査である。²¹⁾この調査は1352年2月に国王ペドロ1世がコルドバに滞在したときに市参事会員の不正を知り、宮中アルカルデのGómez Fernándezに命じた調査である。この不正とは土地の篡奪と不正購入であった。この調査によると、GaheteとHinojosaで178 yugadas(4101.6ha.)の土地が購入されたが、その購入者の多くは市参事会の役職者であった。この他に35 yugadas(806.5ha.)の土地が4人によって不正に購入された。この4人は何れも市参事会員か親族に市参事会員のいる者であった。再征服地への入植者には一定の土

地を与えられたが、この土地はフエロ (fuero 特別法) に定められた条件の下で売却することが出来た。しかし土地の不毛性、相続による土地分割、政情の不安定と山賊の出現、より恵まれた再征服地への移住の可能性のために、かかる条件に違背した土地の売却がなされた。これが不正購入に結びつくことになる。合法・不法を問わず、購入が強引になされる場合があった。購入を狙う者は、当該の土地に家畜を入れて収穫を破壊し、これを繰り返して売却に合意させ、しかも不当に低い価格を押しつけた。購入後は草地化して住民による家畜放牧を禁止した。²²⁾

次に篡奪であるが、これが横行する原因となったのは14世紀初めのペストによる人口減少であった。篡奪は山地 (sierra) や石原 (pedroches) に多く、平地 (campiña) では少なかったが、その目的は土地を草地化して牧畜者に牧草を売るためであり、この背景には当時の牧畜の盛行があった。篡奪は私有地のみでなく共有地についても見られ、共有地を不正に草地化し、住民の自由な利用を妨げて囲込んで私物化し、牧地として貸与することが行われた。調査では7件の篡奪が指摘されているが、篡奪者が治安吏 (alguacil)、治安吏の相続人、上級アルカルデ (alcalde mayor) の妻、アルカルデの相続人などコルドバ市政の枢要を占める有力者やその係累であったことが注目される。²³⁾ 以上の購入、篡奪の事実は、Gahete と Hinojosa という属域^{ティエラ}が、コルドバやその有力者にとって収奪の対象に他ならなかったことを示していると言えよう。

さて、コルドバは両町の王領離脱後も、境界内の四つの牧地がコルドバの公有地であると主張して奪還の機会を窺っていたが、1464年にそれが到来した。²⁴⁾ 同年3月エンリーケ4世はカラトラバ騎士団長 Pedro Girón に対する Fuenteovejuna と Bélmez の恵与を確認するが、コルドバ市当局にこの恵与の承認を求めてきた。この見返りとして国王は領主の Alonso de Sotomayor に上記の牧地の返還を促すことを市当局に約束し、領主が聞き入れぬ場合には実力行使に訴えることを教唆する書状 (3月5日付) を与えた。この後国王は態度を変えるが既に遅く、コルドバは Gahete に向けて軍隊を派遣し、4月16~19日に軍隊は両町の境界内に入って収穫を破壊し、牧地を実力で奪還した。Sotomayor は国王に訴えるべく準備をするが、同月中に死亡してしまう。その後、寡婦 (Placencia 伯の娘) が遺児の後見人となって土地を取り戻し、1466年には息子のために伯位 (Belalcázar 伯) を獲得している。15世紀末にコルドバは奪還のための訴訟をおこすが失敗し、以後これらの牧地がコルドバの手中に戻ることはなかった。

〔2〕コルドバ政治史

(1) 中世後期コルドバの政治の基本的性格——Edwards は中世後期コルドバの政治に関する総合的論文で²⁵⁾、レパルティミエント、都市の統治構造、貴族の党争、社会的混乱などの諸問題を論じた後に、結論として「コルドバ及びその地方の社会の主要な特徴は、領主貴族の完全なる政治的・社会的・経済的な優越」²⁶⁾であると述べているが、同様な事実を Mitre Fernández はエンリーケ3世時代に関して指摘している。彼は市参事会の墮落の原因としてコルドバの政治が「地方的・地域的な寡頭層の最も優越した部分の手中にあった」²⁷⁾ことを挙げ、24人衆の殆ど半数が地方貴族かその一族で占められていたことを具体的に例証している。

<表>Fernández de Córdoba 一族の市官職保有

家名	当主名	当主在位期間	保有官職	典拠(頁数)
Aguilar	Alfonso Fernández de Córdoba	1283-1327	alg. m.	31
	Fernán Alfonso de Córdoba	1327-1343	alg. m.	40, 53
			alc. m.?	48
	Gonzalo Fernández de Córdoba	1343-1384	alg. m.	53
			alc. m.	48
	Alfonso Fernández de Córdoba II	1384-1424	reg.	69
	Alfonso Fernández de Córdoba III	1424-1441	reg.	84
	Pedro Fernández de Córdoba I	1441-1501	reg.	94
			alg. m.	94
			alc. m.	95
	Alfonso Fernández de Córdoba IV	1455-1501	alc. m.	110
	Pedro Fernández de Córdoba II (Priego 侯)	1501-1517	reg.	148
			alc. m.	148
Montemayor	Martín Alfonso de Córdoba	1327-1349	alf. m.	161
	Martín Alfonso de Córdoba II	1390-1427	reg.	163
	Martín Alfonso de Córdoba III	1459-1489	reg.	164
Alcaide de los Donceles	Diego Fernández de Córdoba I	1343-1372	alg. m.	48, 167
	Diego Fernández de Córdoba II	1431-1469	reg.	169
Cabra	Diego Fernández de Córdoba I	1384-1427	alg. m.	173
	Pedro Fernández de Córdoba	1427-1435	alg. m.	174
	Diego Fernández de Córdoba II	1435-1481	alg. m.	175
			alc. m.	175
			alf. m.	175
	Diego Fernández de Córdoba IV	1487-1525	alg. m.	180

〔略語表〕

alg. m. = alguacil mayor (治安長官) alc. m. = alcalde mayor (上級アルカルデ)

reg. = regidor (市参事会員) alf. m. = alférez mayor (市軍長官)

〔資料〕 M. C. Quintanilla Raso, *op. cit.*, p. 160 の系図及び各所 (典拠欄に示す) より作成。

かかる貴族による寡頭支配を14・15世紀というより長い期間に亘って分析してものに Quintanilla Raso の論文²⁸⁾がある。コルドバ地方に所領を有する領主貴族層は、コルドバに居住し、上級アルカルデ、治安吏、市参事会員などの重要な役職を保有していた。²⁹⁾これについて Quintanilla の著書から Fernández de Córdoba の一族の例を抽出した結果を示すと<表>のようになる。かかる役職保有が貴族による市政掌握の有力な手段であったことは言うまでもないが、Edwards はその

他に次の三つの事柄を挙げている。³⁰⁾即ち、①特別投票権 (votos mayores Aguilar 領主, Cabra 伯, Alcaide de los Donceles, Santa Eufemia 領主, Palma 領主の5人が市参事会において有していた投票権で、複数の票を意味する訳ではないが、他の票とは異なる重みのある票だったと考えられる)。②役職者との婚姻関係、③給与 (acostamiento 役職者が貴族から手当をあてがわれ、ときにはその居宅で起居を共にし、食卓に列なる)。

貴族は、一族・郎党・奴隷を含む閥族 (clan) を形成し、貴族同志が手を組んで党派 (bandos) を成し、市政掌握を繞って党争を繰返していた。これらの党争は、無秩序と市民に対する圧迫 (裁判機能麻痺, 税負担増大, 行政弛緩・怠慢) をもたらした。党争は王国次元での政争と結びついて闘われることもあったが、その事例を挙げると次の通りである。①アルフォンソ11世 (在位1312-1350年) 時代。摂政職を要求する王族 Juan Manuel 側にコルドバ司教, Pedro Díaz, Pedro Alfonso de Haro, Juan Ponce de León がつき、これに反対する側に Pay Arias de Castro (上級アルカルデ), Alfonso Fernández de Córdoba (Aguilar 領主) とその息子 Fernán Alfonso がついた。この党争は、Padilla González によると Pay Arias を中心とする寡頭支配層に対抗して民衆が上級アルカルデや治安吏の選挙を繞って反抗するという形をとったが、背後には上記のような Manuel 派貴族の使嗾があり、実際は貴族間の党争であった。結果は Manuel 派の勝利に終わり、Pay Arias は市外退去を余儀なくされ、彼のコルドバ支配は終焉を迎えた。³¹⁾②エンリーケ4世時代。a) 1441~55年。エンリーケ4世側に Pedro Fernández de Córdoba (Aguilar 領主) が、「アラゴンの王子達」 (infantes de Aragón アラゴン王フェルナンド1世の息子達でカスティーリャ貴族として勢威を振るった) 側に Diego Fernández de Córdoba (Cabra 伯) と Alonso de Sotomayor がついた。b) 1464~68年。エンリーケ4世側に Cabra 伯, Montemayor 領主, Luque 領主, コルドバ司教が、王弟アルフォンソ側に Aguilar 領主, Alcaide de los Donceles, El Carpio y Morente 領主がついた。c) 1468~74年。王妹イサベル側に Cabra 伯, 王女フアナ側に Aguilar 領主がついた。以上、a)~c) から窺われるようにこの時代の党争の基軸は、同じ Fernández de Córdoba 一族に属する Aguilar 家と Cabra 伯家との確執であった。

党争は15世紀後半になると王権によって次第に鎮静化へと向かっていく。1469年6月エンリーケ4世はコルドバに到来して貴族に和平を結ばせ、彼らが略取した王領内の町々の返還の約束をさせ、翌年コレヒドールを派遣し、1472年に再訪して別な和平を結ばせている。1478年カトリック両王はコルドバを訪れ、1469年の和平の遵守を誓わせている。こうした王権側の尽力で党争は収拾に向かい、王権による都市支配が樹立される。1508年の Priego 侯の反乱は寡頭支配の復活を狙うものであったが、失敗に帰した。

(2) 社会的混乱——Quintanilla の論文は、都市の寡頭支配の構造とその推移、終焉を明らかにしたが、ここで指摘された寡頭支配のもたらす無秩序・混乱については、Nieto Cumplido と Mazo Romero の論文がある。Nieto の論文³²⁾は、1379~1402年の諸事件を記録した国王に対するコルドバの教区代表 (jurado フラード 教区毎に教区民の選挙で選ばれた利害代表) の報告 (Biblioteca

Nacional 所蔵)を素材として、コルドバの諸社会層の動向を明らかにしたものである。①貴族は市の職位の多くを占有していたが、これには治安関係の職位も含まれるため、貴族が処罰され得ない体制が出来上っており、これを利用して司直の手から被疑者となった自らの郎党を奪ったり、盗賊・無法者などを庇護して利用したりしていた。党争も行い、上級アルカルデ Lope Gutiérrez (Guadalcazar 領主)とその甥 Martín Alfonso de Sotomayor の抗争では、後者が徒党を率い、Medina Sidonia 公の叔父と手を組み、前者と24人衆の Aguilar 領主の二人の市当局者を追放し、鍵を奪って市門を閉鎖した。また Medina Sidonia 公と Sotomayor とが郎党間の喧嘩から一触即発の状態となったが、司教と教区代表の仲介で事なきを得た。貴族は職位を濫用して、公金の一部流用、税の過剰徴収、属域の土地の篡奪も行なっている。以上からは、法と秩序を蹂躪し、公益を犠牲にして私益を追求する貴族の姿が浮彫りとなる、と言えよう。②教会は上記のように党争の調停者として登場する一方で、世俗裁判を妨害し、罪人を庇護する教会裁判権の行使者としても登場する。③民衆は、1391年のユダヤ人居住区襲撃や反税暴動の主演となり、またアルカンタラ騎士団長のイニシアチヴで14世紀末に起こった対グラナーダ十字軍という宗教的昂揚にも加わっている。

以上から貴族の党争や不法行為、民衆の騒擾によって混乱した14世紀末のコルドバの様相が浮かび上がるが、同様な様相を15世紀前半を対象として描き出しているのが Mazo Romero の論文³³⁾である。史料としては、市参事会に対して市政の不正を告発し、その匡正を求めた教区代表の要求書(全6通、1420~53年)が利用され、著者は下記の四つの事柄をここから抽出している。

①公序の欠如。②民衆暴動。1391年のユダヤ人居住区襲撃、1426・28年の騒擾など。③貴族の党争。1440・50年代の既述の党争で、武装集団による強盗・殺人・強姦・家屋破壊が見られた。④犯罪の多発。羊群の襲撃と奪取・羊肉の売却、教会から出て来た武装者10人による炭売りの刺殺、指定区域外での売春。⑤裁判の衰微。市の有力者が捕えられた郎党をアルカルデの面前から奪い去る。教会当局が家屋・教会をアジールとして犯罪者に提供し、破門の威嚇によって司直の追及を斥ける。上級アルカルデが第一審の裁判を行い、下級裁判権を侵害する。⑥職権濫用。⑦税の過剰徴収、臨時徴収、新税の創出、不当な罰金徴収。⑧公金の横領。⑨職位の不必要な増設と汚職。⑩公有地の篡奪。

(3) 16世紀初頭の政治史——Edwards と Yun Casalilla がこの同じテーマに関してやや異なった見解を提示しているので見ておきたい。まず前者の Priego 侯 (Aguilar 家当主) の反乱に関する論文³⁴⁾を見よう。1506年6月~8月19日、1507年8月25日~12月19日の期間に、Priego 侯は、王権の代理者たるコレヒドールから市参事会が剥奪した権票 (varras) を与えられたが、かかる形での王権への反抗は異端審問所に対する攻撃と併行していた。異端審問官 Rodríguez Lucero³⁵⁾は苛酷な審問で知られていたが、コンベルソ (改宗ユダヤ人) の財力に依存していた Priego 侯を中心とする貴族は、教会当局・市当局を味方に引入れ、一部の群衆を使喚して異端審問所を襲撃させた。しかし民衆一般は、不作・ペスト・毛織物業の不振で困窮して不満を抱き、その吐け口を求めていたため、コンベルソへの異端審問所の攻撃をむしろ支持していた。

1508年6月、Priego 侯は上級アルカルデとなったが、同年のコルドバ司教（侯の党派の一員）とコレヒドールの郎党同志の間の争論を仲介すべく、上級アルカルデの近習頭（Alcaide de los Donceles）の代理者が権票を帯びて現われるが、侯はこの権票を破壊して、晒し台に吊るした。^{36）}カトリック王フェルナンドはこの事態を重視し、調査官（pesquisidor）を派遣するが、侯はこれを捕えてしまう。フェルナンドは自ら事態に対処すべく9月5日にコルドバに到着し、事件関係者に裁断を下した。13人を死刑・財産没収・家屋破壊に処し、11人に免職・投獄を言渡し、侯自身も上級アルカルデ職剥奪、城塞の没収・破壊、アングルシーアから追放という処分を受けた。しかし1510年8月には、事件関係者の侯、9人の24人衆、6人の^{フラーード}教区代表が復位しており、この後には侯を中心とする寡頭支配層は以前よりも却って強勢となった。それ故 Edwards は反乱は或る意味で成功したのだ、と評価しているが、これは既出の Quintanilla の理解とは異なるものである。

次に Yun の研究^{37）}を見ていく。1502年それまでの党争の主役であった Cabra 伯と Priego 侯が王権の仲介で和解しているが、Yun はこの後は Priego 侯とフェルナンドの代理者としての近習頭との党争が展開されたと見る。カスティーリャ王位継承を繞る政争で、Aguilar 領主たる Priego 侯の父はフアナ側についたため、イサベルの王位確立後は Aguilar 領主らのフアナ派貴族に対して懲罰が加えられた。侯は1501年に父の後を継ぐが、王権との確執も引継ぎ、それは具体的には近習頭との対立という形をとった。1504年イサベル死後、コルドバの貴族はフェリーペ（カトリック両王の娘フアナの夫）派（Priego 侯、Cabra 伯）とフェルナンド派（近習頭）とに分裂して対立した。

異端審問所に対する攻撃にもこの党争が関連していた。異端審問官 Lucero はセビーリャ大司教で異端審問長官であった Diego de Deza の右腕といえる人物であったが、Dezaは宮廷ではイサベルの聴罪司祭であった Fernando de Talavera と対立して、フェルナンドの人脈に属していた。フェリーペはコンベルソからの陳情をうけて Deza を罷免するが、1506年9月のフェリーペ死亡後 Deza は復職する。その後、貴族・聖堂参事会・市参事会・民衆が一体となって異端審問所への襲撃が実行される。侯の異端審問所への敵対の動機として Yun は血統を考えている。即ち、Aguilar 家にはユダヤ人の血が流れており、侯の父はユダヤ系の Villena 侯の娘と結婚していた。従って侯にも当然ユダヤの血が流れ、これが侯にコンベルソ保護の姿勢をとらせ、コンベルソを迫害する異端審問所に敵対させたのだというのである。Yun は民衆一般が反異端審問の立場に立っていたと見做すが、その理由を次のように考えている。16世紀初頭の食糧危機、ペストの流行によって民衆の精神的緊張が昂進すると、彼らは自らの不幸を神による罰によるものと考え、それをもたらした者の追求に乗出すが、この状況の中で侯とその党派（聖堂参事会・市参事会）は反 Lucero 宣伝を行ない、彼こそ神の罰をもたらした張本人だとする。投獄者に対する Lucero の苛酷な仕打ちを訴えて、彼をキリスト教の純粋性を汚す反キリストと決めつけ、聖職者も投獄者に好意的な説教を行なう。民衆の一般的排他性が外から持込まれた異端審問にも向けられていた状況で、かかる煽動があり、ついに異端審問所襲撃が起こったのだというのである。

以上の Edwards と Yun の見解を比較すると、① Priego 侯の異端審問所への敵対とコンベルソ擁

護の動機、②民衆の異端審問所に対する態度といった点に差異が見られるが、その他に③後者は侯と近習頭との対立を強調し、近習頭をコルドバにおけるフェルナンドの代理者として位置づけているが、前者にはかかる視点はないことも 相違点として挙げられる。これについては前者の批判があり、1506年という重要な時期に近習頭は北アフリカ遠征に赴いておりコルドバに不在であり、1506~08年の諸事件に殆ど何の役割も果たしていないこと、カトリック両王は Priego 侯と Cabra 伯の和解に尽力しており、コルドバでの貴族勢力分断を狙って、フェルナンドが近習頭を利用したとは考え難いことなどを根拠として Yun の分析は受入れ難いとしている。³⁸⁾

Ⅲ 経済

〔1〕コルドバ経済の特質

Edwards の2編の論文がこれを明らかにしている。第1論文³⁹⁾では、コルドバの最も重要な移出品たる羊毛に焦点を合わせて、羊毛取引に関する公証人文書を分析している。その結果は後出の論文と重複するので省略するが、貴族-市参事会-羊毛商人という組合せが、羊毛取引というコルドバ経済の一重要部門を支配していたことを明らかにしている。次に第2論文⁴⁰⁾を見よう。貴族の主な収入源は農牧業であり、その生産物(とりわけ羊毛)取引ではジェノヴァ商人やブルゴス商人が優位を占めていた。農村のうち平野部では不在地主(コルドバに居住)が卓越し、農民の殆どが借地農であった。北部の農村では土地のより平等な分配があったが、コルドバの寡頭支配層による土地篡奪が見られた。結局、何れにおいても農民は富裕化して新たな経済を発展させる力も持ち得なかった。コルドバでは織物業が盛んであったが、問屋制前貸制による羊毛商人の支配を受けていた。職人の中には一部富裕化するものも見られたものの、全体的には労働対象を支配する貴族・教会と、製品販売を支配する羊毛商人との提携には抗し得なかった。かくして農村経済を支配する貴族と都市経済を支配する羊毛商人が羊毛取引を通じて結びつき、現状維持を志向していたため、農民や職人を主体とするコルドバ経済の変革は実現されなかった。

以上の2論文から帰結するところは、政治と同様に経済においても貴族の支配が貫徹されていたということであろう。

〔2〕経済の諸分野

(1) 商業——まずコルドバの^{いちば}市場に関する諸問題を扱った Quintanilla Raso の覚書⁴¹⁾を見ておく。これは以下の四つの問題を取上げている。① alcaicería—商工業の中心区域であった alcaicería はイスラム時代からのもので、メスキータ(イスラム教会)の東側、Santa María 小教区内に位置し、周囲は2,500m, 100軒余りの店舗(tienda)があった。② regatones—^{いちば}市場以外で商品(主に食料品)を低価格で仕入れ、高値で転売していた商人である regatones は、日除け・防雨の毛布で露店を設営していたが、この毛布の半数は国王から権利を付与されたものが貸与し、使用料を徴収していた。③ realejos—製造・販売を同時に行う店舗たる realejos は、国王の所有物であり、年

次契約で貸与されていた。④市場関係の国王所有物件・国王収入—これらは国王から貴族への恵与の対象となっていた。

Edwards も著書の一部で市場に^{いちば}触れている⁴²⁾が、Quintanilla にない知見として以下のものがある。市場には、^{いちば}alcaicería (熟練を要する製品・奢侈品の取引を行なう)、その近くの広場の常設店舗を必要としない^{いちば}市場、市門附近の生産者の販売する^{いちば}市場の三種類があったこと、家畜の屠殺と食肉販売を兼ねる ^{アルモタセン}carnicería は三ヶ所あり、1504年にもう一ヶ所追加されたこと、度量衡検査官は、秤使用税 (almotacenazgo) や非市民の商品搬入税を徴収したことなど。

次に商品別の論文を見ていくが、これには①羊毛、②ブドウ酒、③奴隷に関するものがある。①はカトリック両王時代を対象とする Edwards の論文⁴³⁾であり、1471～1515年の公証人文書館所蔵の200通に上る羊毛取引契約書を分析している。コルドバはハエン、グラナダ、マラガ、コルドバ、バダホスの諸地方の羊毛取引の中心地であり、羊毛は4～5月にコルドバに到着し、洗毛した上で6月にセビーリャに送られ、ここから海外へ輸出された。1471～1484年の契約書は少なく、クエンカや Medinaceli の商人がコルドバ商人に羊毛を売っているが、1486年以降、ブルゴス商人が到来し買付けを行うようになった。羊毛の売手として現われる人々の中に、24人衆、^{フラーード}教区代表などの市の官職保有者やその縁者が多いことが注目される。

②は16世紀初頭を対象とする Yun Casalilla 論文⁴⁴⁾である。ブドウ酒はこの頃、人口増加、インディアス (新大陸) からの需要、生活水準の向上で需要が伸びたが、1506～07年の危機の時期には落込んでいる。月別の消費変動を見ると、春の終わりから夏の初めが極大値を示している。1501～07年のブドウ酒取引者、延べ611人の階層別の内訳を見ると、教会人7.8%、貴族層58.5%、平民33.5%となり、この内、市官職保有者は49.5%に上る。1511～12年の102人については、教会人1.0%、貴族69.6%、平民29.4%となり、貴族の伸長が目立つ。1503～07年の市内での酒保営業権取得者の内訳を見ると、^{フラーード}教区代表30人、24人衆23人、貴族27人、不明16人となっている。以上のように Yun は、ブドウ酒取引や酒保営業において、市政を掌握する寡頭支配層が優位を占めていたことを実証している。なお、Edwards も15世紀末を対象としてブドウ酒取引について述べている。⁴⁵⁾1478年に他の地方からのブドウ酒の不正移入が問題となったものの、概ね自給出来ていた。1497年2月からは買締めや投機を防ぐために酒保へのブドウ酒販売許可を市参事会が与えるようになり、24人衆や^{フラーード}教区代表の許可取得が見られた。

③は1490年代を対象とする Lora Serra の論文⁴⁶⁾であり、主な知見を整理すると以下のようになる。①1490～99年コルドバで取引された奴隷201人を皮膚の色から分類すると、黒色138人(68.66%)、白色28人(13.93%)、黒褐色29人(14.43%)、不明6人となる。黒色奴隷はギニアやセネガルから、白色奴隷はモーロ人でグラナダ王国やカナリア諸島・北アフリカから、黒褐色奴隷はアフリカ各地から到来している。②価格を年齢別に高い方から並べると、10代、20代、30代、40代以上、10歳未満となり、男より女が高く、皮膚の色別では白色奴隷が最も高い。③奴隷市場。売買証書には両当事者の姓名・住所・職業・地位・奴隷の名前・性別・皮膚の色・年齢・出所地が記されている。

奴隷商人にはポルトガル人が多い。④取引当事者。買手の社会層について史料の多くは沈黙しているが、職人・自由業者・都市貴族・教会人などがいたことが確認出来る。奴隷商人はセビーリャ、バレンシア、Moguer などから到来している。

(2) 工業——カトリック両王時代の織物業に関する Edwards の報告⁴⁷⁾がある。コルドバでは史料的にはアルフォンソ10世(在位1252-84年)時代から織物職人の存在が確認出来るが、1320・1368年に織物職人組合の特権が国王によって確認され、1458年にはエンリーケ4世によって毛織物製造のための一般条例が承認されている。織物業の中心は Ajarquía (市の東半部) とくに San Andrés, San Pedro 両小教区であった。染色・織布・縮充・剪毛の各職人ギルドがあり、徒弟期間は2～3年が多かった。経営形態は問屋制前貸制であり、仕事場は聖俗領主から賃借りしている場合が多く、例えば資本集中を必要とする縮充職人の場合は、集団で川沿いの縮充場で仕事をしたが、これは領主の所有物であった。毛織物販売は主としてブルゴス商人が行い、3月20日・5月20日の市で取引された。品質管理のために1500年までは1～2人の監督官(veedor)が市参事会によって任命されたが、同年12月からは上記の4工程のギルド毎に2人の監督官が置かれた。コルドバでは寡頭支配層の利害の絡む羊毛輸出が中心であり、毛織物製造は二次的地位しか占めていなかったもので、16世紀半以前に衰退が見られなかったことがむしろ不思議だと Edwards は結んでいる。

(3) 農業——コルドバ司教区全体を対象として、3分の1税(tercio real 教会の10分の1税の内の2/9を国王が取得する13世紀中頃からの国王収入で現物徴収)の徴収額に基づいて穀物収穫量に関して考察を加えた Ladero Quesada の論文⁴⁸⁾がある。この論文で興味深いのは1502年9月にコルドバのコレヒドールが市とその属域に関して穀物貯蔵量の調査を行った、その調査史料を紹介・分析していることである。これから市内の13の小教区毎の貯蔵量が知られる。最大は Santa María 小教区(41,700 hl.)であるが、これは司教座聖堂の所在地で10分の1税収入が集積されていたからである。次いで、Aguilar 領主(Priego 侯)、Méndez de Sotomayor 家といった領主貴族や San Jerónimo 修道院の穀倉のあった San Nicolás de la Villa 小教区(13,000 hl.)、第3位は Diego de Aguayo, Pedro de los Ríos といった領主の館や Santa Cruz 修道院, Maestresuela 施療院のあった San Pedro 小教区(7,000 hl.)である。以上の3教区に5教区を加えると全体の92%を占めている。これを個別に見ると、司教・聖堂参事会を除くと、48の個人・団体(組織)の手にこれらが集中していることが判明し、しかもこの中にはコルドバ市政に重要な位置を占めた14の家系が含まれている。以上の Ladero の研究からは、穀物支配においても都市寡頭支配層の優位が確認出来ると言える。

次に農業に関連して、16世紀初頭の食糧危機に関する Yun Casalilla の研究を見ておきたい。15世紀後半はアンダルシアにとって経済拡張期、人口増加の時代であり、これに伴い穀物需要が増大し、穀物の商品作物化が進行した。1492～96年の収穫は多かったが、これは1491年以来の開墾による耕地の増大、良好な天候によるものであった。しかし生産量増加は価格低下をもたらし、低価格を嫌って1499年から穀物の輸出志向が強まった。⁴⁹⁾次いで16世紀初頭の小麦市場の動きを、Yun

は次の3期に区分している。①1500年1月～1504年6月。経済的・政治的要因による小麦価格の高騰、②1504年7月～1507年。不作・悪天候による価格高騰（危機の継続には政治的・経済的原因も作用している）、③1508～1511年。価格の低下。①は不作によるものではなく、15世紀末以来の輸出志向、グラナーダの反乱やフランスとのルシヨンを繞る戦争のための穀物徴発、1503年導入の公定価格制（tasa）が投機をもたらしたことによる。公定価格制は元々価格を抑制するための制度であるが、多くの余剰生産を有し、その貯蔵が可能な売手は、低価格を嫌って出荷を差し控え、投機の機会を狙ったため、供給不足を惹起することになった。②は悪天候による不作が危機の原因だが、Mazalquivir（北アフリカ）征服戦争、それに伴うコルドバ地方の平野部の町々への軍隊駐留、困窮した小農民のコルドバへの流入、公定価格制のもたらす投機などが、この危機を深刻化・長期化させた。③は収穫の回復、穀物の輸入、1507年の人口減少（需要減少）による⁵⁰⁾。Yun は以上の小麦市場の変動をブドウ酒、食肉、オリーブ油などについてもほぼ同様に検出している⁵¹⁾。

以上の食糧危機が飢饉をもたらし、そこにペストの流行が加わって人口減少が帰結するが、かかる食糧・人口危機は、その直接的影響もさることながら、それが生み出す心理的緊張状態が重要であり、これが16世紀初頭の様々な社会闘争の背景を成していたと Yun は考えている⁵²⁾。

IV 教会

Edwards は著書の第6章においてコルドバの教会を繞る諸問題（教会・修道院の所有、施療院、信心会、教会への寄進、聖職者の性格、教会改革など）について概略的に述べているが、⁵³⁾以下ではこれ以外の諸研究を、その対象から教会と修道院とに分けて見ていきたい。

〔1〕教会

まず Nieto Cumplido の二論文を紹介したい。第1論文⁵⁴⁾は再征服後の教会再建をテーマとしている。再征服後、メスキータが聖化されて司教座聖堂となり、司教区の境界設定がなされた（1249年確定）。1238年、国王から初代司教に対して教会の建物（国王所有）の恵与がなされ、1241年には司教・聖堂参事会に対して Lucena の町が与えられた。聖堂参事会は1237年に設立され、42年のリストには6人の聖堂参事会員が現われているが、47年には定員が20人となった。小教区は1241年の特別法によると13存在したが、教区司祭に関しては、独身制の不遵守、秘蹟執行をめぐる托鉢修道会士との対立といった諸問題が見られた。第2論文⁵⁵⁾は、再征服から16世紀初頭までの都合26人の司教の選出に関するものである。司教選出を実質的決定者という観点から分類すると、①トレード大司教②教皇③聖堂参事会④国王がそうであった場合に分けられる。①は国王の意向をうけて初代司教を任命した1例のみがある。②は9例あるが、「教皇庁における空位」（vacante en Curia）が教皇介入の一根拠となった。これは教皇の意向で司教が転出した場合であり、かかる場合には後任司教を教皇が決定し得るとされていた。第4代選出もこの方式によったが、被任命者は第3代選出のときに聖堂参事会が選出して教皇が拒否した人物であったから、②③が同時に決定者となった

と言ってよい。第9代のときは聖堂参事会の票決が分かれ、敗れた側が教皇に訴えたため介入を招いた。③は13例ある(内1例・第6代は不確実。第7代は就任を固辞しているが、Nieto はこれをリストに入れている)。第16代の場合は、1378年選出の人物が、教皇・対立教皇の双方から拒否されたが、1381年にこの選出が無効であるとした上で、改めて同一人物が枢機卿によって任命されるという複雑な経緯を辿った。④は9例あるが、内訳は聖堂参事会への推挙が4例、教皇に対する推挙(事前の聖堂参事会による選出なし)が4例、同(聖堂参事会による選出乃至合意あり)が1例となる。

Nieto の第1論文も教会財政の問題について簡単に触れているが、この問題については16世紀初頭を対象とした Cabrera Muñoz の詳細な研究⁵⁶⁾がある。1510年、新任司教と死亡した先任司教の相続人との間で、同年の司教収入を分配するために調査がなされ、これが現存している(ACC所蔵)が、これを利用して司教収入の実態を分析したのがこの研究である。それによって1510年の司教収入1,836,979 mrs. の内訳を見ると次のようになる。①10分の1税。10分の1税の内の司教の取分(15%)で、全体の83.22%を占める。更にその内訳は、pan terciado (小麦・大麦) 39.72%, menudo (家畜・羊毛・蜂蜜・果実など) 26.27%, ブドウ酒10.06%, オリーブ油7.16%などとなっている。②アルモハリファスゴ(almojarifazgo 関税) 0.45%。③財産から上がる収入12.33%。家賃・地代・賃貸料(製粉場、搾油場、縮充場など)。なお、Edwards は同じ史料と既出の1502年の調査史料とを比較して、ブドウ酒の小教区毎の10分の1税徴収額が、小教区毎の穀物貯蔵量と比例することを指摘し、またコルドバの属域内におけるブドウ酒の主産地を示している⁵⁷⁾。

次に個別教会の研究として、1343~99年の San Hipólito 共住聖職者教会(colegiata)に関する Vázquez Lesmes の論文⁵⁸⁾がある。史料として Vázquez Venegas コレクションの中の同教会関係文書を利用している。同教会は初めは1343年に国王からの財産贈与によって成立した修道院であったが、1347年に教皇の勅書によって共住聖職者教会となった。修道院設立の動機は、アルフォンソ11世のコルドバ滞在中にジブラルタル奪還戦が有利に進み、これがローマの殉教者ヒッポリトゥス(Hippolytus)への崇敬と結びついたことにあるという仮説を示している。この後著者は、国王による教会への寄進、聖職者の構成、保護権(国王の保護権の他に Aguilar 家のそれがあり、これは同家が埋葬用に利用した礼拝堂に限られる)といった諸問題について論じている。

特異なもので、コルドバ聖職者組合(Universitas de Clérigos de Córdoba)についての Herrera Mesa の研究⁵⁹⁾を見ておく。①設立時期。確実に存在が知られるのは1279年であるが、1248~52年に司教・聖堂参事会と教区司祭・平信徒との間で訴訟沙汰があり、これが聖職者の仲間意識を高めたと推測されるので、この頃に設立された、と著者は推定している。②組合規約。組合の構成、組合の重要行事であった聖ルカ祭、成員の聖職者の義務と罰則、組合金庫といった諸事項についての規定から成る。③国王恵与の特権。1270年の特権恵与(免税特権、売買の自由など)と後の諸国王によるこの確認。1393年のコルテスにおける国王の確認証書。④社会経済的側面。寄進や遺贈による財産取得、所有家屋の交換・売却・賃貸について文書に基づき検討している。

〔2〕修道院

個別修道会に関する研究としてフランシスコ会を対象とした Escribano Castilla の論文⁶⁰⁾がある。これは13～15世紀におけるコルドバ地方での同会修道院の設立状況を概観したものである。13世紀には San Pedro el Real と Santa Clara (1265年) の2修道院が設立されている。前者は1246年の文書に初出するが、著者は1241年以前の設立を推定している。14世紀はペスト、シスマ、富裕化による清貧の掟の形骸化などで托鉢修道会にとって停滞期であったが、これを反映して設立は見られなかった。15世紀に入ると、前世紀末から改革運動を行っていた原始会則派 (observantes) の活動が盛んとなり、既存の修道院の規律弛緩に対抗して新たな修道院建設の動きが出て来た。かくして15世紀には都合6の修道院 (男子・女子修道院各3) が建設されたが、これらの特色は隠修士の生活形態を採用し、市壁外の人里離れた地に建設されたこと、都市民によって建設が促進され、費用が担われたことである。

個別修道院の研究として、San Jerónimo del Valparaíso 修道院 (ヒエロニムス会) に関する研究が二つある。まず García Boix の著書⁶¹⁾は、設立から解散まで (1405-1835年) の同修道院を対象としており、全14章、史料16編、付録6編から成り、豊富な写真を含んでいる。各章の内容を記しておく、第1～3章は古代から同修道院設立までのコルドバの教会・修道院の歴史、第4章同修道院の設立、第5章設立当時のスペインの情勢、第6章聖ヒエロニムスとその戒律、第7章修道院の建物の説明、第8章同修道院修道士の諸階層、第9章修道生活、第10章同修道院の著名な修道士、第11章同修道院の慣習、第12章諸国王による特権恵与と私人による寄進、第13～14章同修道院の解散と消滅、となる。ここでは第4章のみ見ておく。著者は、同修道院設立に関する Sigüenza (1544-1604年) の『ヒエロニムス修道会史』 (*Historia de la Orden de San Gerónimo*) における記事は信用し難いとして斥け、自説を開陳する。ポルトガル人のヒエロニムス修道士 Vasco de Sousa はローマから故国へ戻り、修道院設立を企てるが不利な状況のため断念し、アンダルシーア地方での設立を企図する (カタルーニャ、バレンシア、新旧カスティーリャ諸地方には同修道会の修道院が既にあった)。Vasco は Guadalcázar 侯家の出であったが、遠い血縁でコルドバの上級アルカルデであった Vasco Alfonso de Sousa の許を1380年に訪れ、この地で隠修士の生活を送る内に Inés Martínez de Pontevedra の尊崇をうけ、彼女とその息子の近習頭 Martín Fernández から1405年に土地などの贈与をうけ、1408年にコルドバ司教の設立許可を得て、同修道院を設立した。以上の García 説の独自性は、Sousa のコルドバ到来の理由を明らかにしていることだが、これは上級アルカルデとの姓の一致のみを根拠として想定された両者の血縁関係を前提としており、まだ仮説の段階に留まっていると言えよう。

第2は Lora Serrano の論文⁶²⁾である。著者は15世紀の同修道院を対象として、財産形成、財産分析、所領経営について詳論している。①財産形成手段としては、寄進、購入、売却、交換があるが、最も重要なのは寄進であった。寄進、購入、売却については一覧表を付しているが、寄進は1405～99年に97件に上っており、内容的には農地、牧地、家屋、現金などとなっている。寄進者に

はコルドバの貴族・寡頭支配層が多かった。②財産の内容は、家屋も多数あるものの中心となるのは土地（耕地）であり、市内に財産を有する他の修道院と異なり、農村的性格が濃厚なのが特徴的である。著者は修道院所有の不動産（穀物畑・オリーブ畑・耕地・製粉場・圧搾場など）を地図上にプロットした上で、寄進によるものが多かったことを反映して分散しているのが特徴的だと指摘している。③修道院による所有地の直接経営の証拠はないが、小作地がすべて遠方にあること、経営形態不明な土地が比較的近くにあること、直接経営している借地のあることを根拠としてその可能性を示唆している。また賃貸している小作地、製粉場、市内の家作などについては、その契約内容に検討を加えている。以上から著者は同修道院は相当に富裕であったと考え、中世後期に殆どの修道院を見舞った危機の影響も左程被らなかつたと結んでいる。

最後に15世紀前半の修道院改革に関する Nieto Cumplido の論文⁶³⁾を見る。フランシスコ会、ドミニコ会は再征服の時点からコルドバに到来していたが、やや遅れて聖三位一体会、メルセス会も再征服後の土地分与に与っていた。その後、13世紀末にアウグスティノ会、1332年にはシトー会が夫々修道院を建設したが、これらの修道院は寄進や国王による特権恵与によって富裕化すると墮落していき、修道戒律が遵守されなくなった。これに対する反動として改革運動が起こり、1394年 San Francisco del Monte(フランシスコ会)、1405年 San Jerónimo de Valparaíso(ヒエロニムス会)、1414年 San Francisco de la Arruzafa(フランシスコ会)、1423年 Santo Domingo de Scala Coeli(ドミニコ会)などの諸修道院が設立され、改革運動の拠点となった。これらの修道院は何れも墮落を避けるために市外の人里離れた土地に建設されたこと、最後のものを除くと何れも俗人が設立のイニシアチヴをとっていることが特徴的である。著者はこうした点から、15世紀前半は再征服後の司教区再建期と並ぶ、コルドバでの宗教的昂場期であるとしている。

V 社会

以下では、社会史関係の諸論文を、女性、少数民族の二つのテーマに分類して見ていく。

〔1〕女性

1984年に一挙に4編の中世コルドバ女性史関係論文が現われた（内3編は共同論文）。まず13世紀コルドバの女性の諸側面を、*Corpus Medievale Cordubense* を素材として明らかにしようとした共同研究⁶⁴⁾を見ておこう。①女性の法的地位。1241年の特別法の諸規定から、人身不可侵（強姦は死罪、意志に反する結婚の強要禁止）、財産保護（夫の罪を妻の財産で償う必要なし）。再植民過程での不可欠の要素としての女性（土地所有者の妻子との共住義務）、戦士の獲得した権利の継承（戦士死亡の場合、馬・武器は息子か親族が継承し、息子は母との共住義務あり）という特徴を抽出している。この他、市参事会の1285年条例の一部、1296年の教皇勅書も女性に関連している。②女性の人口、職業など。種類別に見ると、人妻50%、寡婦15%、独身者16%、聖職者3%、不明16%。宗教別では、キリスト教徒98%、ユダヤ人1%、モーロ人1%、また奴隷が1.5%存在する。職業

別では召使い45.5%，修道女22.5%，子守り11.5%。洗礼名の頻度では María が圧倒的に多く、Sancha, Domenga, Teresa などがこれに次ぐ。③信仰生活。女子修道院は San Clemente（シトー会。1260年設立。1277年セビーリャに移転）、Santa Clara（フランシスコ会。1265年設立）の2つがあった。信心会への女性参加も多く、マリア信仰が盛んであった。

この論文から女性の職業として家事奉公が多かったことが知られるが、これについての更に詳しい研究として Lora Serrano の論文⁶⁵⁾がある。利用史料は、雇傭契約書（当事者の姓名、職業、被傭者の年齢、奉公期間、雇傭条件などが記載）、遺言状、持参金証書（被傭者が嫁ぐ場合のもので給金を知る手掛かりとなる）である。女召使いの出身階層を知るために父親の職業を見ると、職人層が多いことが判る。出身地は市内か^{ティエラ}属域の村落で、年齢は平均9歳、奉公期間は平均9年。一方、主人の社会層は、24人衆や^{フロード}教区代表など市の有力者が多く、主人が奉公人の血縁者である場合も多い。報酬は現物（衣類など）支給が多いが、現金の場合はその金額は区々であり、奉公期間終了後に受取るが結婚持参金となる例が多かった。女性にとって家事奉公は、生活の資を得るというよりは教育を身につけ、結婚の機会を獲得し、持参金を得るという性格が強く、両親にとっては口減らしの意味をもった。少額ではあるが、遺言状で召使いへの遺贈がなされている場合があり、当時の概念では家族の一員であった召使いと主人との人間関係を窺わせる。

女性の職業の中でも特異なものである娼婦を対象とした共同論文⁶⁶⁾がある。売春街が市内の商業中心地 San Nicolás de Ajarquía 小教区内にあり、外界と遮断された閉鎖的空間を形成し、15世紀末に拡大されたこと、売春宿の賃貸人として聖堂参事会員、職人、市官職保有者が現われること、市参事会が売春許可料を、治安長官が域外宿泊許可料を、その下役が土曜日毎に1人につき1 mr. の役得を得ていたこと、ならず者・与太者の仲間となることの禁止、サフラン色の帽子の着用強制、高価な衣服・宝石の公然たる着用の禁止などの諸規制が娼婦に加えられていたことを明らかにしている。

第三の共同論文⁶⁷⁾は、市の条例と公証人文書（2,000点以上）を素材として15世紀後半のコルドバの女性の職業活動を包括的に取上げたものである。上記の2種類の史料に現われる女性の職業を第一～三次産業に分類して挙げている。職種として最も多いのは第三次産業、中でも商業関係であるが、量的に見ると家事奉公54%、修道女35.5%、商業3%、食品製造業3%、織物業2.5%、その他2%となる。なお労働者全体に占める女性の割合は7%となっている。前出の第一の共同論文についても言えることだが、これらの数値は飽く迄、文書史料に現われる事例に関するものなのであり、これがそのまま現実の数値を反映しているとは速断出来ないことを銘記すべきであろう。

〔2〕少数民族の問題

(1) ユダヤ人——1391年のポグロムはスペインのユダヤ人の歴史の上で重大な事件であったが、コルドバでのこのポグロムについては、古く R. Ramírez de Arellano の論文⁶⁸⁾がある。中心テーマはポグロムに対する処罰として国王エンリーケ3世によって加害者に課せられた4万 *doblas de oro* の罰金であり、市当局宛の4通の国王書簡（1396, 1398, 1401, 1404年。AMC 所蔵）を活字

化している。これによると市当局は当初より罰金徴収に消極的であり、1400年のペストによる死者、避難者の続出などを訴えて罰金の軽減を求めるが国王は一貫して軽減に同意しなかった。結局は、市当局は一部分は徴収したが、残りは1406年の国王の死亡でうやむやになったものと著者は想像している。なお、Mitre Fernández も1391~1404年のユダヤ人居住区の問題に簡単に言及しているが、罰金問題については、Ramírez による知見を出していない⁶⁹⁾。

次にシナゴグに関する諸研究を見ていこう。まず Romero y Barros の論文は、シナゴグの建物そのものの説明が中心となっているが、一部に歴史的考察もある。それは1250年に教皇インノケンティウス4世がシナゴグの取壊しを命じたにも拘わらず、建物が現存するという問題に関するものである。著者によれば、再征服前から複数のシナゴグが存在したことは考えられず、また教皇の命令が効力をもたなかったと信じるのも不合理である。そこで著者は次のように推測している。即ち、アルフォンソ10世の『七部法典』(Las Siete Partidas) はシナゴグの新築を禁じているが、これに背いて新しい豪壮なシナゴグが建設された。教皇が取壊しを命じたのはこのシナゴグであったと⁷⁰⁾。

次に Fita の論文⁷¹⁾は「コルドバのシナゴグ」と題されているが、そのみを扱っている訳ではない。主な内容を列挙しておく。①1250年のコルドバ司教宛のインノケンティウス4世の勅書2通を活字化し、Romero と同じ問題を扱っている。Fita の説は次の通りである。新しいシナゴグは古いシナゴグが取壊されたその後に建築された。それは規模においても、装飾などの点でも、古いシナゴグを凌ぐものではなかった(『七部法典』も新築は認めぬが、従来と同じ規模での再建は認めていた)。しかしこれが教会や聖堂参事会の権威を損なうものであると教皇に訴える者があり、上記の勅書が出されたが、これはシナゴグの取壊しを命じているとは必ずしも断定出来ない。結局、Fita は再建されたシナゴグはそのまま存続したと推測していると言える。②ユダヤ人が購入した家屋に関する10分の1不動産取得税についての1254年のアルフォンソ10世の勅令を活字化し、同王のユダヤ人保護の姿勢をそこに看取している。③現存のシナゴグが1314~15年に再建された事実を述べ、その外観の説明、壁の金石文の翻訳・紹介を行っている。④コレヒドールがユダヤ人居住区の移転を命じたことに対して、従来の居住区での居住を守らせるよう命じた1479年の王令を紹介している。

最後に Cantera Burgos の著書はその一部でコルドバのシナゴグを扱い、ユダヤ人追放後のシナゴグの変遷を辿った後に、シナゴグの建物の構造の説明、内部の壁の描写を行い、壁の金石文の原文と西語訳とを示している。なお、1250年の問題については Romero に近い立場をとっている。⁷²⁾

さて、1391年ポグロムは大量のコンベルソを生み出したが、コンベルソについては Edwards の論文⁷³⁾がある。ポグロム、大量のユダヤ人の改宗、1473年の反コンベルソ暴動、異端審問所の設立とその活動、異端審問官 Lucero に対する抵抗、Lucero の処分といった諸事件をコルドバの政治史の推移の中で記述しているが、左程立ち入った論述はなく、概観的なものに留まっている。

(2) モーロ人——モーロ人については Edwards もその著書で取上げているが⁷⁴⁾、最近 Aranda Doncel によるより詳しい記述が得られた。彼の研究は、1569～1610年を対象としているが、第1章でその前史として再征服から1569年までの時期を扱っている⁷⁵⁾。①再征服から15世紀前半まで。再征服によりコルドバのモーロ人は全員が退去させられるが、間もなくコルドバに戻り、同時に元来はコルドバの住民でなかったモーロ人も流入してきた。彼らはムデハル (mudéjares キリスト教徒支配下のイスラム教徒) として、信仰の自由、裁判自治権を認められる一方で、王税 (国王から市に恵与) と10分の1不動産取得税 (国王から聖堂参事会に恵与) を負担した。ムデハルの大部分はキリスト教徒から借家をしており、農民が大半で残りは石工や大工が多い。②15世紀後半。③人口。課税関係史料によるとムデハルの世帯数は、1495年45、96年34、98年30、99年40、1500年40、1501年40、となる (コルドバの全人口の1%以下)。④税。1487年グラナーダ戦争の戦費調達のためにコルドバ司教区内のムデハル一人につき1 castellano de oro (485 mrs.) を課す (翌年倍増) が、ムデハルが反対し、市参事会もこれに同調した。⑤居住区。ムデハルは15世紀前半にはキリスト教徒と混住していたが、1479年コレヒドールが彼らをユダヤ人とともに或る区域に移すことを決め市参事会も同意するが、ムデハルはこれに反対して王権に陳情し、王権は1480年5月の勅令⁷⁶⁾で別な区域への移住を命じている。⑥改宗。モーロ人追放令 (1502年2月12日)⁷⁷⁾ 公布前にムデハルがフランシスコ会修道院監督と接触して改宗の希望を伝え、これをうけてイサベル女王も1501年5月の王令で強制なき改宗をコレヒドールに命じている⁷⁸⁾。⑦奴隷。コルドバには捕虜のモーロ人奴隷がおり、1241年の特別法⁷⁹⁾ にも現われるが、マラガ陥落 (1487年) のときの捕虜1,000人以上がコルドバに連行され、キリスト教徒に預けられて奉仕を提供した⁷⁹⁾。⑧16世紀初頭から1569年まで。追放令によってムデハルが全く姿を消した訳ではなく、1509年の住民名簿 (padrón) によると7人のムデハルの残存が確認されるが、間もなく彼らも死亡し、ムデハル居住区は消滅したと著者は推測している。

VI その他

最後に以上のⅡ－Ⅴには分類しにくいものをここで眺めておくことにする。

まず慈善をテーマとする Nieto Cumplido の史料報告⁸⁰⁾を見よう。ACC 所蔵文書の中の secs. B～G には聖堂参事会が市内に所有する財産に関する証書が含まれ、これからは以下のような諸事項に関する知見が得られる。①騎士団や信心会による施療院・慈善事業、②慈善のための贈与を含む遺言、③慈善行為の動機、④コルドバの上層市民とそれらが抱える貧民との関係、⑤慈善に対する聖職者の姿勢、⑥捕虜の身請け、⑦托鉢修道会のための慈善、⑧奴隷解放。その他、sec. I には14世紀の危機の時代における聖堂参事会の慈善活動、sec. JHS には15世紀初めの合唱隊長 (chantre) による慈善組織の設立・展開、sec. M には San Sebastián 施療院に関する史料が夫々含まれている。Nieto はこのテーマについてまだ論文を執筆していないようであるが、この報告か

らは興味深い研究の可能性が窺われる。

次に歴史地理学的論文として、San Nicolás de la Ajarquía 小教区について考察した Escobar Camacho の論文⁸¹⁾がある。再征服後のコルドバには、14の教会が、la Medina (市の西半部) と la Ajarquía (市の東半部) に半数ずつ建設され、14の小教区 (collación) が生まれた。San Nicolás de la Ajarquía の地名の由来となったミラの司教、聖ニコラウスは商人の守護聖人であり、この地区も商業地区であった。著者は、門や通りなどの17の地名に考証を加えているが、その結論の一つとして、地名が、そこにあるギルドの名 (Armeros [武器職人] 通りなど)、重要建築物 (Santa María de la Consolación [修道院名] 通りなど)、経済活動 (la Feria [定期市] 通りなど)、位置 (Las Calles [五辻] など) に由来することを明らかにしている。

最後にコルドバの一区域 Alcázar Viejo への定住 (poblamiento) 問題を扱った Nieto Cumplido と Luca de Tena y Alvear との共同論文⁸²⁾を見る。対グラナダ防備の必要と1349年のペストによる人口減少を補うために、無人の地となっていた Alcázar Viejo への定住が1399年エンリーケ3世によって企てられた。定住者は los Reyes Cristianos 城のための大弓兵であった。1391年のポグロムによる殆どのユダヤ人の改宗と Alcázar Viejo への定住とによって、ユダヤ人居住区 (Castillo de Judería) と Alcázar Viejo (両者は従来混同されてきたが著者はこれが別なものであることを指摘している) とを併せて、San Bartolomé 小教区が設けられていた。1449年フアン2世は定住者に免除特権 (夜警義務・市税・市の軍事召集への参加などの免除) を与えたが、これは定住者と市参事会との間の紛争の種となった。定住人口は1449年に20~40人、1492年110人、1551年139人となっている。この地区は1479年ユダヤ人とムデハルの居住区としてコレヒドールによって指定された (実現せず)。都市計画の面から見ると、コルドバ全体に支配的な伝統的なイスラムの都市計画プランとは異質のプランが行われた点で特徴的である。

おわりに

以上、アンダルシーア地方主要都市コルドバの再征服からカトリック両王時代の終わりまでの時代を対象とする諸研究を出来る限り網羅的に見てきたが、固より十分なものではなく、とくに *Boletín de la Real Academia de Córdoba* に掲載された諸論稿を参看出来なかったことは心残りであるが、他日を期す他はない。しかし本稿の作業によっても、1236~1516年のコルドバを繞る諸問題の大雑把な輪郭は把握出来るのではないかと思われる。今後は同様な作業をセビーリャを初めとする他のアンダルシーア地方都市にも広げていき、これらの諸都市の比較を目指していきたい。

〔略語表〕

- AM I *Actas I Congreso Historia de Andalucía. Diciembre 1976. Andalucía Medieval*, Tomo I, Córdoba, 1978.
- AM II *Actas I Congreso Historia de Andalucía. Diciembre 1976. Andalucía Medieval*, Tomo II, Córdoba, 1978.
- Actas I *Actas I Coloquio Historia de Andalucía. Córdoba, Noviembre 1979. Andalucía Medieval*, Córdoba, 1982.
- Actas II *Actas del II Coloquio de Historia Medieval Andaluza. Sevilla 8/10 Abril 1981*, Sevilla, 1982.
- Actas III *Actas del III Coloquio de Historia Medieval Andaluza. La Sociedad Medieval Andaluza : Grupos no privilegiados*, Jaén, 1984.
- EEM II *En la España Medieval II. Estudios en memoria del profesor D. Salvador de Moxó, I*, Madrid, 1982.
- EEM III *En la España Medieval III. Estudios en memoria del profesor D. Salvador de Moxó, II*, Madrid, 1982.
- EEM IV *En la España Medieval IV. Estudios dedicados al profesor D. Ángel Ferrari Núñez*, Tomo I, Madrid, 1984.
- BRAH *Boletín de la Real Academia de la Historia*
- HID *Historia. Instituciones. Documentos.*
- CEM *Cuadernos de Estudios Medievales.*
- AMNE C. Torres Delgado et al., *Andalucía Medieval : Nuevos Estudios*, Córdoba, 1979.
- Mujeres *Las mujeres en las ciudades medievales*, Madrid, 1984.
- Córdoba John Edwards, *Christian Córdoba. The City and its Region in the Later Middle Ages*, Cambridge, 1982.
- Condado Emilio Cabrera Muñoz, *El condado de Belalcázar (1444-1518). Aportación al estudio régimen señorial en la Baja Edad Media*, Córdoba, 1977.

- 1) R. Ramírez de Arellano, *Historia de Córdoba desde su fundación hasta la muerte de Isabel la Católica*, tomo IV, Ciudad Real, 1919. なお、最近まで版を重ねている手頃な通史として、A. Jaén Morente, *Historia de la ciudad de Córdoba*, Córdoba, 1976⁵がある。
- 2) M. Nieto Cumplido, *Corpus Medievale Cordubense*, tomos I, II, Córdoba, 1979-80. [tomo II は筆者未見]
- 3) 以下の解説は、M. Nieto Cumplido, “Hacia la formación del Corpus Medievale Cordubense”, en AM I, pp. 251-258; Id., *Corpus*, tomo I, pp. 15-20 による。
- 4) M. Nieto Cumplido, “El Libro de diezmos de donadíos de la Catedral de Córdoba”, CEM, 4-5, 1979, pp. 125-162.
- 5) M. Nieto Cumplido, “Documentos de Pedro I de Castilla en la Catedral de Córdoba”, CEM, 2-3, 1974-75, pp. 216-231.
- 6) Derek W. Lomax, “El *Cronicón Cordubense* de Fernando de Salmerón”, en EEM II, pp. 595-641.
- 7) M González Jiménez, “Ordenanzas del Concejo de Córdoba (1435)”, HID, 2, 1975, pp. 189-315.
- 8) *Ibid.*, Apés. I - III.
- 9) R. García Boix, *Colección de documentos para la historia de la Inquisición de Córdoba*, Córdoba, 1982.
- 10) F. Fita, “Un canónigo judaizante en Córdoba”, BRAH, 5, 1884, pp. 401-404.
- 11) J. A. Martínez Bara, *Catálogo de informaciones genealógicas de la Inquisición de Córdoba conservadas en el Archivo Histórico Nacional*, 2 tomos, Madrid, 1970.
- 12) *Condado*.
- 13) M. C. Quintanilla Raso, *Nobleza y señoríos en el reino de Córdoba. La Casa de Aguilar (siglos XIV y XV)*, Córdoba, 1979; Id., “El señorío de la Casa de Aguilar : Un dominio en la campiña y un núcleo frente al Islam”, en AMNE, pp. 105-145.

- 14) E. Cabrera Muñoz, “Tierras realengas y tierras de señorío en Córdoba, a fines de la Edad Media. Distribución geográfica y niveles de población”, en AM I, pp. 295-308.
- 15) 以下, この反対運動に関しては基本的に, E. Cabrera Muñoz, “La oposición de las ciudades al régimen señorial: El caso de Córdoba frente a los Sotomayor de Belalcázar”, *HID*, 1, 1974, pp. 11-39.
- 16) 境界画定作業については, E. Cabrera Muñoz, “El señorío de Gahete e Hinojosa. Límites geográficos”, en *Actas de las I Jornadas de Metodología Aplicada de las Ciencias Históricas. II. Historia Medieval*, Santiago de Compostela, 1975. pp. 247-253 ; *Condado*, pp. 130-136, 225-230.
- 17) E. Cabrera Muñoz, “La oposición”, pp. 30-31 ; *Condado*, pp. 141-143.
- 18) この争論については, E. Cabrera Muñoz, “Usurpación de tierras y abusos señoriales en la sierra cordobesa, durante los siglos XIV-XV”, en AM II, pp. 52-54 ; *Condado*, pp. 97-101.
- 19) E. Cabrera Muñoz, “La oposición”, pp. 31-35 ; *Condado*, pp. 154-159.
- 20) E. Cabrera Muñoz, “Reconquista, repoblación y estructuras agrarias en el sector occidental de los Pedroches (siglos XIII al XIV)”, *Cuadernos de Historia. Anexos de la Revista Hispania*, 7, 1977, p. 16. なお, この論文は殆どそのまま, *Condado*, pp. 51-74.
- 21) この調査については, E. Cabrera Muñoz, “El problema de la tierra en Córdoba a mediados del siglo XIV”, *CEM*, 4-5, 1979, pp. 41-71.
- 22) 以上, 購入については, E. Cabrera Muñoz, “Reconquista”, pp. 17-20 ; Id., “Usurpación”, pp. 55-57 ; Id., “El problema”, pp. 48-49.
- 23) 以上, 篡奪については, E. Cabrera Muñoz, “Reconquista”, p. 18 ; Id., “Usurpación”, pp. 48-55 ; Id., “El problema”, p. 47.
- 24) 以下は, E. Cabrera Muñoz, “La fortuna de una familia noble castellana, a través de un inventario de mediados del siglo XV”, *HID*, 2, 1975, pp. 15-19.
- 25) J. Edwards, “Politics and Ideology in Late Medieval Córdoba”, en EEM IV, pp. 277-303.
- 26) *Ibid.*, p. 302.
- 27) E. Mitre Fernández, “Córdoba y su campiña. Una marca fronteriza al comenzar el siglo XV”, *CEM*, 1, 1973, p. 14.
- 28) M. C. Quintanilla Raso, “Estructuras sociales y familiares y pape político de la nobleza (siglos XIV y XV)”, EEM III, pp. 331-352 ; Id., “Estructuras sociales y pape político de la nobleza cordobesa (siglos XIV y XV)”, en *Actas I*, pp. 245-257. 両論文は, 表題からも推察されるように, 細かい差異はあるが, 全くの同一論文であると言ってよい。
- 29) コルドバの市の役職については, M. A. Ladero Quesada, *Andalucía en el siglo XV. Estudios de historia política*, Madrid, 1973, pp. 86-87 ; *Córdoba*, pp. 24-27.
- 30) *Córdoba*, pp. 146-147 ; J. Edwards, “Politics”, p. 285.
- 31) J. Padilla González, “Pay Arias de Castro, un ejemplo de la formación del patrimonio señorial de la nobleza bajomedieval cordobesa (siglos XIII-XIV)”, en *Actas I*, pp. 77-78. 年代記史料として, *Crónica de Don Alfonso el oncerto* en *BAE*, tomo 66, Madrid, 1953, cap. XXIV.
- 32) M. Nieto Cumplido, “Luchas nobiliarias y movimientos populares en Córdoba a fines del siglo XIV”, en *Tres estudios de historia medieval andaluza*, Córdoba, 1977, pp. 11-65.
- 33) F. Mazo Romero, “Tensiones sociales en el municipio cordobés en la primera mitad del siglo XV”, en AM II, pp. 85-112. なお, Id., “Problemas internos y tensiones sociales en el municipio cordobés durante la primera mitad del siglo XV” en AMNE, pp. 175-210 は, 史料を本文に組み込んで記述しているなどの違いはあるものの全くの同一論文であると言ってよい。
- 34) J. Edwards, “La Révolte du Marquis de Priego à Cordoue en 1508, symptôme des tensions d’une société urbaine”, *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 12, 1976, pp. 165-172. また, *Córdoba*, pp. 157-163も侯の反乱を扱っている。

- 35) Lucero については今なお, H. Ch. Lea, "Lucero the Inquisitor", *American Historical Review*, 2, 1896/97 が基本文献。
- 36) A. Bernaldéz, *Memorias del reinado de los Reyes Católicos*. Ed. y estudio por M. Gómez-Moreno y J. de M. Carriazo, Madrid, 1962, cap. CCXVI.
- 37) B. Yun Casalilla, *Crisis de subsistencias y conflictividad social en Córdoba a principios del siglo XVI*, Córdoba, 1980, cap. IX.
- 38) *Córdoba*, pp. 160-161.
- 39) J. Edwards, "Oligarchy and Merchant Capitalism in Lower Audalusia under the Catholic Kings : The Case of Córdoba and Jerez de la Frontera", *HID*, 4, 1977, pp. 11-33.
- 40) J. Edwards, "Las peculiaridades económicas de la Andalucía bajomedieval: el caso de Córdoba", en *Actas II*, pp. 125-131.
- 41) M. C. Quintanilla Raso, "Notas sobre el comercio urbano en Córdoba durante la Baja Edad Media", en *AM I*, pp. 413-422.
- 42) *Córdoba*, pp. 101-104.
- 43) J. Edwards, "El comercio lanero en Córdoba bajo los Reyes Católicos", en *AM I*, pp. 423-434.
- 44) B. Yun Casalilla, "El mercado del vino en Córdoba durante la crisis de 1504-1508. Aproximación al estudio de las bases económicas de un grupo social", *Investigaciones históricas*, 1, 1979, pp. 7-41.
- 45) *Córdoba*, pp. 98-100, 104-105.
- 46) G. Lora Serrano, "El comercio de esclavos en Córdoba a fines de la Edad Media", en *Actas II*, pp. 177-191.
- 47) J. Edwards, "La industria textil en Córdoba bajo los Reyes Católicos", en *Actas I*, pp. 259-264. また, *Córdoba*, pp. 127-130 もこの問題を扱っている。
- 48) M. A. Ladero Quesada, "Producción y renta cerealeras en el reino de Córdoba a finales del siglo XV", en *AM I*, pp. 375-396.
- 49) B. Yun Casalilla, *op. cit.*, cap. I.
- 50) *Ibid.*, cap. II.
- 51) *Ibid.*, cap. III.
- 52) *Ibid.*, cap. IV.
- 53) *Córdoba*, pp. 164-177.
- 54) M. Nieto Cumplido, "La restauración de la diócesis de Córdoba en el reinado de Fernando III el Santo", en *Córdoba. Apuntes para su historia*, Córdoba, 1981, pp. 135-147.
- 55) M. Nieto Cumplido, "La elección de obispos de Córdoba en la Baja Edad Media" en *AMNE*, pp. 73-103.
- 56) E. Cabrera Muñoz, "Renta episcopal y producción agraria en el obispado de Córdoba en 1510", en *AM I*, pp. 397-412.
- 57) *Córdoba*, p. 99.
- 58) J. -R. Vázquez Lesmes, "Monasterio y colegiata de San Hipólito de Córdoba (1343-1398)", en *AM II*, pp. 147-161.
- 59) P. Herrera Mesa, "La universidad de clérigos de Córdoba, en la Baja Edad Media", en *AM II*, pp. 133-145.
- 60) A. Escribano Castilla, "Fundaciones franciscanas en la Córdoba bajomedieval", en *Actas I*, pp. 331-351.
- 61) R. García Boix, *El real monasterio de San Jerónimo de Valparaíso en Córdoba*, Córdoba, 1977.
- 62) G. Lora Serrano, "El dominio del monasterio de San Jerónimo de Valparaíso (Córdoba)", en *EEM II*, pp. 667-689.

- 63) M. Nieto Cumplido, "La reforma del clero regular en Córdoba (1400-1450)", en AMNE, pp. 211-229.
- 64) J. M. Escobar Camacho / M. Nieto Cumplido / J. Padilla González, "Vida y presencia de la mujer en la Córdoba del siglo XIII", en *Mujeres*, pp. 125-141.
- 65) G. Lora Serrano, "El servicio doméstico en Córdoba a fines de la Edad Media", en Actas III, pp. 237-246.
- 66) J. Padilla González / J. M. Escobar Camacho, "La mancebia de Córdoba en la Baja Edad Media", en Actas III, pp. 279-289.
- 67) M. Nieto Cumplido / J. Padilla González / J. M. Escobar Camacho, "La mujer cordobesa en el trabajo a fines del siglo XV", en *Mujeres*, pp. 153-160.
- 68) R. Ramírez de Arellano, "Matanza de judíos en Córdoba, 1391", *BRAH*, 38, 1901, pp. 294-311.
- 69) E. Mitre Fernández, *art. cit.*, pp. 11-14.
- 70) R. Romero y Barros, "La sinagoga de Córdoba, hoy ermita dedicada al culto bajo la advocación de San Crispín", *BRAH*, 5, 1884, pp. 236-242.
- 71) F. Fita, "La sinagoga de Córdoba", *BRAH*, 5, 1885, pp. 361-399.
- 72) F. Cantera Burgos, *Sinagogas de Toledo, Segovia y Córdoba*, Madrid, 1976, pp. 151-186.
- 73) J. Edwards, "Religious Belief and Social Conformity : The Converso Problem in Late-Medieval Córdoba", *Transactions of the Royal Historical Society of London*, 5th Ser., 31, 1981, pp. 115-128.
- 74) *Córdoba*, pp. 177-181.
- 75) J. Aranda Doncel, *Los moriscos en tierra de Córdoba*, Córdoba, 1984, cap. I.
- 76) 原文は, M. A. Ladero Quesada, *Los mudéjares de Castilla en tiempo de Isabel I*, Valladolid, 1969, Col. doc. núm. 4.
- 77) 原文は, *ibid.*, Col. doc. núm. 148.
- 78) 原文は, *ibid.*, Col. doc. núm. 138.
- 79) これについては, M. A. Ladero Quesada, "La esclavitud por guerra a fines del siglo XV: El caso de Málaga", *Hispania*, 27, 1967, pp. 63-88.
- 80) M. Nieto Cumplido, "La documentación existente en el Archivo de la Catedral de Córdoba sobre el ejercicio de la caridad en la Baja Edad Media", en *A pobreza e a assistência aos pobres na Península ibérica durante a Idade Média*, tomo II, Lisboa, 1973, pp. 681-684.
- 81) J. M. Escobar Camacho, "Toponimia de la collación de San Nicolás de la Ajarquía de Córdoba, en la Baja Edad Media", en AM I, pp. 333-345.
- 82) M. Nieto Cumplido / C. Luca de Tena y Alvear, "El Alcázar Viejo, una repoblación cordobesa del siglo XIV", *Axarquía*, 1, 1980, pp. 228-273.

【付記】 本稿は, 昭和60年度文部省科学研究費奨励研究 (A) による研究成果の一部である。